居宅介護支援 重要事項説明書

令和6年5月1日現在

1 【当事業所が提供するサービスについての相談窓口】

- ●電話番号 042-704-9561
- ●担当者 山本 かおり

2 【当事業所の概要】

- (1)居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域
 - ●介護支援事業所名 居宅介護支援 もみじのて中央
 - ●郵便番号・所在地 〒252-0239 神奈川県相模原市中央区中央1-1-12
 - ●介護保険指定番号
 1472607991
 - ●サービス提供地域 相模原市中央区全域、相模原市南区全域、相模原市緑区一部(相原、相原1~6丁目、大島、大山町、小倉、上九沢、川尻、久保沢1~3丁目、下九沢、城山1~4丁目、田名、谷ケ原1~2丁目、中沢、西橋本1~5丁目、二本松1~4丁目、橋本1~8丁目、橋本台1~4丁目、葉山鳥、原宿1~5丁目、原宿南1~3丁目、東橋本1~4丁目、広田、町屋1~4丁目、向原1~3丁目、元橋本、若葉台1~7丁目)、横浜市(緑区・青葉区・旭区・都筑区)、町田市全域、八王子市全域

上記地域以外の場合でも希望される方は相談ください。

(2)事業所の職員体制

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1 管理者1人(常勤職員1人 介護支援専門員と兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。 2 介護支援専門員 7人 (常勤職員2人(管理者兼務1人)・非常職員5人) 介護支援専門員は、居宅介護支援業務を行い、要介護者の能力に応じ自立した日常生活を 営むことができるよう援助を行う。

(3)営業日および営業時間

- ●営業日 月曜~金曜(休業日:十・日・祝日 12/30~翌1/3)
- ●営業時間 9時00分~18時00分
- 2 4 時間連絡可

3 【利用料金】

(1)利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額支給されるので自己負担はありません。 ※保険料の滞納等により、法定代理受領をできなくなった場合は、下記の金額を頂き、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を、後日お住まいの市区町村窓口に提供しますと、厚生労働大臣が定める基準により算出した居宅介護支援並びに居宅サービス計画費の額の戻しを受けられます。(別紙1【利用料金】参照 当事業所特定事業所加算III)

(2)交通費

前期の2の(1)のサービスを提供する地域に在住の方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員が訪問するための交通費が必要であり、その詳細は下 記のとおりです。(原則として、公共交通機関による移動を基本とさせていただきます。) 移動手段,交通費

- ①公共交通機関 … 実費
- ② 車 …1キロあたり20円

なお、地域によりましては車での移動を基本とさせていただく場合があります。

上記の費用支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)をいただきます。

4 【サービスの内容】

- ●居宅サービス計画(ケアプラン)の作成等
- ・課題分析(アセスメント)の実施
- ・サービス担当者会議の開催
- ・ケアプランの実施状況の把握・評価・モニタリングの実施(月1回)
- ●要介護認定の申請に係る援助
- ●給付管理業務

5 【居宅介護支援の提供にあたっての留意事項】

①サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。

また、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)及び被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。

- ②指定居宅サービス事業者等の紹介利用者は、居宅サービス計画に位置付ける指定居宅サービス事業者等について、複数の事業者等の紹介を求めることができます。また、当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由についても説明を求めることができます。
- ③居宅介護支援の提供開始後、入院された場合、担当ケアマネージャーの氏名と当事業所の 連絡先を入院先医療機関に提供してください。
- ④ご利用中の訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、訪問の際に介護支援専門員が把握した利用者の状態等について、介護支援専門員から主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。
- ⑤利用者が医療系サービスの利用を希望している場合は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求め、この意見を求めた主治の医師等に対してケアプランを交付します。

6 【虐待の防止について】

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者

山本かおり(管理者)

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に 周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。 サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者(現に擁護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村へ通報します。

7 【サービス内容に関する苦情】

相談窓口では当事業所の居宅介護支援に関する相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについての相談・苦情を承ります。相談窓口担当者は 山本 かおりです。また別に、当事業所以外に、相模原市及び神奈川県国民健康保険団第連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

- ●相模原市(福祉基盤課)…042-769-9226【対応時間:午前8:30~午後5:00】
- ●神奈川県国民保健団体連合会…045-329-3447【対応時間:午前9:00~午後5:00】

8 【第三者による評価の実施状況】

第三者による評価の実施状況		実施日	R5. 9. 29
	 あり 	評価機関名称	相模原市指定情報公表センター
		結果の開示	① あり 2 なし
	2 なし		

9 【秘密の保持】

- (1) 当事業所は、業務上知り得た利用者とその家族の秘密を厳守いたします。
- ② 当事業所は、介護支援専門員、その他従業者であった者から、業務上知り得た利用者とその家族の秘密が漏れることのないよう、管理を徹底いたします。
- ③ 当事業所は、サービス担当者会議等におきまして、利用者の個人情報を用いる場合は、あらかじめ利用者またはその家族からの同意をいただきます。

10【緊急時等における対応方法】

介護支援専門員等は居宅介護支援を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告します。

11 【事故発生時の対応等】

当事業所が利用者に対して行う居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市区町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、当事業所が利用者に対して提供した居宅介護支援により、損害賠償をすべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

12 【衛生管理等】

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底してい ます。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

13 【業務継続計画の策定等について】

- (1) 感染症や非常災害時の発生において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を断続的 に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務断続計 画)を策定し、当該業務断続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務断続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務断続計画の見直しを行い、必要に応じて業務断続計画の変更を行います。

14 【当法人の概要】

●名称・法人種別 有限会社メイプルハンド 営利法人

●代表者役職·氏名 代表取締役 澤村裕子

●本 社 所 在 地 〒252-0232 神奈川県相模原市中央区矢部4-4-5 ●電 話 番 号 042-768-7355